

令和6年7月23日

市政記者クラブ 様

守山区保健福祉センター福祉部民生子ども課  
担当：佐藤（電話 796-4609）

## 守山区役所における医療券の誤交付について

守山区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、下記のとおり「医療券」の誤交付がありましたので、ご報告します。

### 記

#### 1 概要

令和6年6月4日、当区にて生活保護を受給中のAさんが医療券（生活保護を受給されている方が医療機関を受診する際に当該医療機関へ持参する書類）の交付を希望した際に、誤ってAさんと同姓同名で当区にて生活保護を受給中のBさんの医療券を発行し、Aさんに交付しました。令和6年7月19日、Aさんが受診した医療機関から、Aさんとは別人の方の医療券であるとして医療券の返戻があり、誤交付が発覚しました。

#### 2 漏えいした個人情報

- ・ Bさんの住所、氏名、生年月日及び生活保護受給の事実

#### 3 対応

- ・ Aさん及びBさんに経緯を説明し、謝罪しました。
- ・ Aさんが受診した医療機関に経緯を説明し、謝罪するとともに、Aさんの医療券を送付しました。

#### 4 原因

医療券を出力した際に、本人確認を氏名だけで行ったため、それにより交付者であると誤信し、十分な確認をしていませんでした。また、課で作成した情報管理マニュアルにおいて、窓口で個人情報を含む文書を交付する際には、当該文書が交付者のものであることを交付者とともに確認する旨定めておりましたが、交付の際の確認作業が不十分であったことから、同姓同名の別人の医療券であることに気づけませんでした。

#### 5 再発防止策

当課職員に対して、以下の内容について周知徹底しました。加えて今後も朝礼や会議の場において継続的に注意喚起を行ってまいります。

- ・ 窓口で交付する書類を作成する際には、出力した書類が交付者本人のものであるかを氏名だけでなく、住所、生年月日等の複数の項目により確認すること。
- ・ 出力した書類を本人に交付する際に、交付者とともに書類の氏名、住所、生年月日等の項目を指差し確認し、正しい書類であることを確認すること。

以上